

市税等の納付には口座振替

【最も経費のかからない納付方法は「口座振替」です】

口座振替をご利用いただくと、コンビニ納付など他の納付方法に比べ、市が取扱機関へ支払う手数料を最も抑えることができます。皆さまからの税金をより有効に使うためにも、ぜひ口座振替の利用をお願いします。



※市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の支払い手数料の合計

また市民の皆さまにとっても、納付に行く手間がなくなる、納付忘れがなくなる、手数料がかからないなどのメリットがあります！

【手続きに必要なもの】

- ① 通帳
- ② 通帳の届印
- ③ 納税(納入)通知書等

【口座振替を取り扱う金融機関(本店・支店を問いません)】

銀 行	常陽銀行・筑波銀行・東日本銀行
信 用 金 庫	水戸信用金庫・佐原信用金庫
そ の 他	茨城県信用組合・なめがたしおさい農協・ゆうちょ銀行

○ゆうちょ銀行をご希望の場合は、郵便局窓口のみの受付となります。

【対象項目・お問合せ先】

市税等の種類	振替(払込)日	お問合せ先	
市県民税(特別徴収は除く)	各納期の末日	税務課	63-1111(内線137)
固定資産税			
軽自動車税			
国民健康保険税	各納期の末日	市民課	63-1111(内線123)
後期高齢者医療保険料	各納期の末日		
介護保険料(65歳以上)	各納期の末日		
下水道受益者負担金	各納期の末日	上下水道課	63-1111(内線323)
市営住宅家賃	毎月25日	都市建設課	63-1111(内線347)
教育・保育保護者負担金	毎月25日	子育て支援課	63-1111(内線388)
学童保育保護者負担金(※)	毎月25日		
水道料金	毎月26日	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 潮来営業所	63-1111(内線336)
下水道使用料			
農業集落排水使用料			

○振替(払込)日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日に振替となります。

○私立認定こども園については、直接納付することとなりますので、ご利用の園にお問合せください。

※学童保育保護者負担金については、ゆうちょ銀行はご利用いただけません。

【ご注意！】

○一度お申込みいただければ、毎年手続きをする必要はありません。ただし、納税義務者や口座に変更があった場合は、再度手続きが必要となります。

○振替できなかった場合、再振替は行っておりませんので、口座の残高確認は、振替日の前日までをお願いします。(水道料金、下水道使用料、農業集落排水使用料については、前月分の再振替を行っております。)